宿毛市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除について

宿毛市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した 12 月 19 日(土)から 10 日が経過します。

これを踏まえ、農林水産省と協議の上、制限区域内に異常がなければ、12月30日(水)午前0時をもって、搬出制限区域を解除することとします。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

- 1 搬出制限(半径 3~10km 以内)の解除
  - (1) 区域内農場:2農場
  - (2) 解除時期:12月30日(水)午前0時
- 2 消毒ポイントの見直し

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを以下のとおり見直します。

(見直し前)

(見直し後)

· J A 高知県橋上出張所

· J A 高知県橋上出張所

- · J A 高知県宿毛東出張所
- ・パルス宿毛

※詳細は畜産振興課HPをご確認ください。

- 3 今後の予定
- ・移動制限(半径 3km 以内)の解除は、令和3年1月 10 日(日)午前 0 時を予定。 (対象農家0戸)

【問い合わせ先】

高知県農業振興部 畜産振興課 担当 萩原、利岡 TEL 088-821-4553